

副市長を公募します

行田市のために、これまでの行政経験を生かし、熱意と行動力、変革力をもって、本市のまちづくりに積極的に取り組んでいただける方を募集します。

▶**副市長の職務** 副市長は市長を補佐し、市長の命を受け政策および企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、市長の職務を代理します。

▶**任期・待遇など**

(1)任期 行田市議会において、選任同意の議決を受けた後、市長からの辞令を受けてから4年間

※任期中であっても市長による解職が可能(地方自治法第163条)

(2)給与 給料月額 780,000円

諸手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当などが支給されます。

(3)健康保険など 埼玉県市町村職員共済組合などに加入

▶**応募資格** 次の全ての要件を満たす方

(1)国または地方において行政職員の経験がある方(経験年数不問、議員不可)

(2)平成31年4月1日時点で本市に住所を有し、現に居住している方

(3)日本国籍を有する方(年齢、性別、学歴不問)

(4)地方自治法第164条に規定する失格事由および地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。なお、副市長就任後は地方自治法に定める兼職・兼業禁止の規定の適用を受けます。

▶**応募方法**

必要書類を添えて、8月1日(木)～30日(金)に持参(午前8時30分～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)または封筒に「行田市副市長候補者応募申込書在中」と朱書きし、簡易書留による郵送(8月30日(金)の消印まで有効)により提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市役所人事課

▶**必要書類**

(1)行田市副市長候補者応募申込書 様式1(写真貼付)

※人事課で配布または市ホームページからダウンロード

(2)課題論文

①テーマ 「市民と協働のまちづくりについて」

②文字数 2,000字以内(用紙はA4縦サイズとし、パソコンまたは自筆による横書きとする)

▶**選考方法**

(1)第1次選考

応募申込書および課題論文により選考し、選考結果は文書で通知します。

(2)第2次選考

第1次選考合格者を対象に個別面接を実施し、副市長候補者を決定します。選考結果は文書で通知します。

(3)定例市議会に選任同意議案を提出し、議決を経て、10月1日より就任(予定)となります。

▶**問い合わせ** 人事課(内線207・208)



市ホームページは
こちらから

人事異動(課長級以上の職員)

●異動 令和元年7月1日付

【部長・参事】▶(教)生涯学習部長 藤井宏美(議会事務局) ▶議会事務局長 門倉正明((教)学校教育部長) ▶(教)学校教育部長 江利川芳治((教)生涯学習部長)

【部次長】▶総合政策部次長兼秘書課長 江森裕一(総合政策部次長兼秘書課長兼企画政策課長)

【課長・副参事・幹】▶総合政策部企画政策課長 菅原広志(副会計管理者兼会計課長) ▶副会計管理者兼会計課長 内山正一(総務部副参事(市民税担当))

▶**問い合わせ** 人事課人事給与担当(内線208)

ご参加ください

「市民と市長のタウンミーティング」

市では、市民の皆さんの「声」を市政に反映させるため、市政全般についての意見交換を行う「市民と市長のタウンミーティング」を開催します。

次の地区を対象に行いますので、ぜひご参加ください。

▶**開催日時・場所**

【太田】8月22日(木)午前10時～11時30分・太田公民館

【南河原】9月12日(木)午後6時30分～8時・南河原公民館

▶**対象** 該当地区に住んでいる方

▶**その他** 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

有権者の皆さん、貴重な一票を大切にしましょう

8月25日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です

投票できる方

- ・日本国籍を有する方
- ・平成13年8月26日以前に生まれた方
- ・選挙人名簿に登録されている方
- ・令和元年5月7日以前から行田市に住所を有している方
- ・令和元年5月8日以降に埼玉県内の他の市町村に転出した方で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、投票時に引き続き県内に住所を有することの確認を受けることで投票できます。

投票所入場券を郵送します

投票所入場券は、4名連記圧着式はがきで、各家庭に郵便でお届けします。圧着部分を開封し、**本人の氏名が記載されたもの**をお持ちください。万一、投票所入場券が届かなかったり、紛失してしまったりした場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちください(投票所入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)。

投票所

投票は、投票所入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、7月26日以降に市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

※転居したときは、投票所入場券が届かない場合があります。転居するときには、郵便局に届け出を行ってください。

ご利用ください 期日前投票

投票日当日に一定の理由で投票できない方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票することができます。期日前投票をする際は、宣誓書兼請求書の提出が必要です。投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」に事前に記入し持参していただく、スムーズに受け付けできます。また、宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできる他、期日前投票所にも用意してあります。

◀**投票期間・投票時間**▶ 8月9日(金)～24日(土)午前8時30分～午後8時

点字投票

目の不自由な方は点字で投票することができます。この場合、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることで、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投票します。期日前投票でも代理投票は可能です。

ご覧ください 選挙公報

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。また、新聞を購読していない場合は、市役所、公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。※郵送による配布を希望される方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

不在者投票

一部の病院や老人福祉施設に入院・入所中の方、出張などで市外に滞在して投票できない方のために、施設・市外の選挙管理委員会での投票を行う不在者投票の制度があります。詳しくは、施設または選挙管理委員会へ問い合わせください。

選挙の開票

8月25日午後9時から行田グリーンアリーナで即日開票を行います。開票速報は市ホームページにも掲載します。なお、選挙当日の問い合わせは☎553-4937までお願いします。

▶**問い合わせ** 選挙管理委員会(内線219)

《圧着式はがきのはがし方》

